



<p>(4) 新製品・新サービスが特許、実用新案等の知的所有権に係る場合（申請中のものを含む。）は、別表にご記入ください。（健康・医療関連は厚生大臣の承認番号）</p>
<p>(5) 新製品・新サービスの概要</p> <p>・当製品はA I（ナビロボット）を搭載した自律型の車いすであり、ナビロボットに行き先を告げると目的地まで自動で走行することが可能である。ナビロボットには地図のデータの他、カメラ、空間把握システムが搭載しており、人や障害物を検知し、状況に応じて自動で減速・回避・停止する機能を備えている・・・</p>
<p>(6) 対象期間（概ね3年）以前に既存の製品があり、対象期間内に大きな改良・改善した新製品・新サービスとして応募する場合、改良・改善部分について、ご記入ください。（該当のある場合のみ記入）</p>
<p>(7) 新製品・新サービスの特長、アピールポイント</p> <p>○革新性・独創性</p> <p>・A Iナビ（ビックデータ）を車いすに搭載しており、全自動で走行することが可能となった・・・</p> <p>○汎用性・市場性</p> <p>・病院や介護施設の他、観光としても活用することができる・・・</p> <p>○地域の課題解決に貢献できるところ</p> <p>・高齢化が進行する中、体が不自由な人が自由に移動することができる・・・</p> <p>○先端技術の社会普及につながる</p> <p>・A I技術により、行き先を告げるだけで目的地まで自動で走行できる等、誰でも簡単に使用することができる・・・</p> <p>○その他（自由に記載してください）</p> <p>・年間〇〇台販売されており・・・</p>

<評価基準>

①革新性・独創性があること

他には見られないような革新的・独創的な特長のある新製品・新サービスであるか、或いは、従来の新製品・新サービスとは変革を成すものか。

②汎用性・市場性があること

様々な用途として利用することができるか、また需要のあるものか。販売実績はどの程度あるか。

③地域の課題解決に貢献すること

茨城県内の地域、および県民の生活に貢献できる点はあるか、また貢献している実績はあるか。

④先端技術の社会普及につながる

費用及び利便性、安全性等総合的に判断して、社会に取り入れやすい新製品・新サービスであるか。また、人々の生活を豊かにすることはできるか。

### 3 その他

(1) 今回応募した新製品・新サービスについて、過去に他の団体等から受けた受賞歴等があればご記入ください。
・〇〇大賞・・・
(2) 今回応募した新製品・新サービスについて、助成・ベンチャーファンド等からの出資の実績があればご記入ください。
・〇〇ファンド・・・
(3) 今後、新製品・新サービスにおいて、協力してほしいことがあればご記入ください。
・海外への販路開拓・・・

### 4 記入条件

- ・応募書は文字サイズ 10.5 P t 以上、項目 3（その他）までを、片面 4 枚以内でご記入ください（別表を除く）。
- ・書き方は箇条書きでも構いません。
- ・郵送の場合は白黒コピー・カラーコピーのどちらでも構いません。

### 5 添付資料

新製品・新サービスの既存のカタログ・パンフレット

※カタログ・パンフレットがない場合は、写真等を活用した説明資料（10.5 P t 以上、A4 版両面 3 枚程度）

### 6 応募上の注意

- ・提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・受賞者の発表後に虚偽の事実等が発生した場合には、審査結果を取り消す場合があります。
- ・審査内容、審査結果に対する個別の問い合わせには応じられません。
- ・審査結果に対する異議申し立て等は受け付けません。
- ・対象期間内に大きな改良・改善した新製品・新サービスとして応募する場合、改良・改善部分について審査します。
- ・ご記入いただいた個人情報は、本アワードの運営と関連事業（本アワードの PR 等）の実施のために利用しますので、法令に定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや第三者に提供することはありません。

(別表)

新製品・新サービスについて、特許、実用新案等の知的所有権に係る場合、下記をご記入ください。

①特許（出願）等番号
②特許等の名称
③応募案件における特許等の使用箇所
④許権者（出願者）及び発明者（開発担当者）の所属及び氏名
⑤共同出願者の所属及び氏名